

(証券コード 3724)  
平成25年 6 月 5 日

## 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿六丁目24番1号  
株式会社ベリサーブ  
代表取締役社長 浅井 清孝

### 第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。また、前回の定時株主総会の会場と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 第12期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）  
事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役7名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類並びに連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.veriserve.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期には東日本大震災後の復興需要等による景気ので入れが進むものの、新興国の成長に支えられた世界経済の減速感が出てきたことや、欧州・中国等の経済環境の不確実性が増し、先行き不透明な状況が続きました。

一方、下期には政権交代とともに、デフレ脱却に向け、金融緩和をはじめとした大胆な経済政策・財政運営に対する期待などから景況感は明るい兆しが見え始めています。

当社グループを取り巻く環境といたしましては、当社グループの顧客である製造業を取り巻く環境は、行き過ぎた円高水準が是正されたことにより改善傾向にあります。国際的な競争は引き続き厳しい状況にあるといえます。

また、グローバル化の動きは、中国との関係悪化により、製造業では他の新興国を含めた動きへと変化しつつあり、より広範なグローバル化を見せています。

このような動向の中で引き続き、研究開発から生産、販売にいたるサプライチェーンのグローバル化へと拡大していくように見受けられます。

当社グループでは、従前より、ソフトウェアテスト・検証業務におけるコスト削減のための施策を進めるために、フルライン検証サービスや上流工程での検証業務、製品テスト工程での自動化などの提案を進めております。

検証対象製品別では、薄型テレビやAV機器等を中心としたデジタル家電では厳しい環境が続いておりますが、自動車関連分野などでは、徐々に新たな製品開発が増加してきております。

また、海外においては、製品仕向地でのフィールドテストなどの検証業務を実施し、顧客のグローバル化への支援を行っております。中国に設立した百力服軟件測試（上海）有限公司では顧客に対応したサービスを提供

しており、単体での採算ラインが見えてくる状況となっておりまいました。

他方、様々な製品で構成されるコンシューマ製品では、今後、多種多様な機器との接続性テストが必要となってきます。こうした「相互接続性の検証業務」についても先行投資を行い、新たな事業環境の整備に努めております。

以上のような事業活動の結果、当連結会計年度の連結売上高は、5,571,846千円（前連結会計年度比0.1%増）、連結営業利益は要員の稼働率向上や外注費の最適化など労務費のきめ細かい管理を行った結果、353,529千円（同43.5%増）となりました。一方、56,241千円の持分法による投資損失を計上し、連結経常利益は327,160千円（同22.4%増）、連結当期純利益は149,275千円（同317.3%増）となりました。

サービス別の売上高は、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 事業部門         | 第11期<br>（自平成23年4月1日<br>至平成24年3月31日） |            | 第12期（当連結会計年度）<br>（自平成24年4月1日<br>至平成25年3月31日） |            | 前連結会計年度比<br>増減率<br>（%） |
|--------------|-------------------------------------|------------|----------------------------------------------|------------|------------------------|
|              | 売上高                                 | 構成比<br>（%） | 売上高                                          | 構成比<br>（%） |                        |
| 開発支援検証サービス   | 5,217,124                           | 93.7       | 5,228,535                                    | 93.8       | 0.2                    |
| 認定支援サービス     | 21,847                              | 0.4        | 11,524                                       | 0.2        | △47.3                  |
| 検証情報サービス     | 120,808                             | 2.2        | 77,196                                       | 1.4        | △36.1                  |
| 製品検証サービス計    | 5,359,779                           | 96.3       | 5,317,256                                    | 95.4       | △0.8                   |
| セキュリティ検証サービス | 104,678                             | 1.9        | 130,614                                      | 2.4        | 24.8                   |
| その他のサービス     | 102,435                             | 1.8        | 123,975                                      | 2.2        | 21.0                   |
| 合計           | 5,566,894                           | 100.0      | 5,571,846                                    | 100.0      | 0.1                    |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、97,900千円となりました。その主なものは社内情報システム設備の拡張及びシステム検証サービス用の機器・ソフトウェア等の購入であります。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分        | 第 9 期<br>平成22年3月期 | 第 10 期<br>平成23年3月期 | 第11期<br>平成24年3月期 | 第12期<br>(当連結会計年度)<br>平成25年3月期 |
|------------|-------------------|--------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高      | —                 | —                  | 5,566,894        | 5,571,846                     |
| 経 常 利 益    | —                 | —                  | 267,203          | 327,160                       |
| 当 期 純 利 益  | —                 | —                  | 35,772           | 149,275                       |
| 1株当たり当期純利益 | —                 | —                  | 1,371円43銭        | 5,722円88銭                     |
| 総 資 産      | —                 | —                  | 5,306,506        | 5,580,821                     |
| 純 資 産      | —                 | —                  | 4,621,815        | 4,718,062                     |
| 1株当たり純資産額  | —                 | —                  | 177,189円68銭      | 180,879円55銭                   |

(注) 当社は、前連結会計年度(第11期)より連結計算書類を作成している為、第10期以前の状況については、記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

| 区 分        | 第 9 期<br>平成22年3月期 | 第 10 期<br>平成23年3月期 | 第11期<br>平成24年3月期 | 第12期<br>(当事業年度)<br>平成25年3月期 |
|------------|-------------------|--------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高      | 5,159,365         | 5,490,993          | 5,538,435        | 5,554,088                   |
| 経 常 利 益    | 218,358           | 361,172            | 282,175          | 383,348                     |
| 当 期 純 利 益  | 97,361            | 172,868            | 50,745           | 180,209                     |
| 1株当たり当期純利益 | 3,787円95銭         | 6,653円39銭          | 1,945円45銭        | 6,908円80銭                   |
| 総 資 産      | 5,119,513         | 5,368,935          | 5,332,978        | 5,624,456                   |
| 純 資 産      | 4,546,330         | 4,666,257          | 4,651,793        | 4,766,792                   |
| 1株当たり純資産額  | 176,234円84銭       | 178,893円50銭        | 178,338円94銭      | 182,747円75銭                 |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社は、親会社であるSCSK株式会社（以下、「SCSK」といいます。平成25年3月31日現在、当社の発行済株式総数の55.6%を所有）を中心とする企業グループに属しております。

なお、当社役員9名のうち、取締役2名、監査役1名は、当社の親会社であるSCSKの取締役及び執行役員を兼務しております。

また、住友商事株式会社は当社の親会社であるSCSKの発行済株式総数の51.5%を所有しており、当社の発行済株式総数の55.6%を間接保有しております。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                  | 資本金         | 出資比率 | 事業内容      |
|----------------------|-------------|------|-----------|
| 百力服軟件測試<br>(上海) 有限公司 | 3,891<br>千元 | 100% | 製品検証サービス等 |

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社の1社であり、持分法適用関連会社は、株式会社GIOTの1社となっております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループの事業は、新製品開発を行うハードウェアメーカー・ソフトウェアベンダーの社内において行われている「システム検証」業務をアウトソーシングとして受託することにより成立しており、当社グループは、IT製品のソフトウェアを通じてより高い検証サービスの実現を目指しております。そのためには、当社の検証技術をより確かなものとしていくことが必要と考えており、検証技術力の高度化を目指しております。

一方、急速にグローバル化をしていく顧客企業での対応はもとより、新興国などから日本市場に向け参入してくるメーカーも増加しております。このような国内外におけるグローバル化への対応といたしましては、当社単独で検証展開することに加え、現地の有力企業などとの提携なども視野に入れ、第三者事業展開を加速していく考えであります。また、海外メーカーの日本仕向け用の検証サービスなども提供していく考えです。

また、検証事業の基盤を拡充していくために、業界活動等も展開し、第三者検証事業の認知度向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社は様々なデジタル製品に組込まれるソフトウェア及びアプリケーション・ソフトウェア等検証サービスを中心に事業を営んでおります。

サービスは次のとおりであります。

① 製品検証サービス

イ. 開発支援検証サービス

メーカーで開発中のシステム（製品）を個別に検証するサービス。

ロ. 認定支援サービス

パソコンや周辺機器等各種認定を取得するための支援サービス。

ハ. 検証情報サービス

蓄積した検証情報等を提供するサービス及びテスト環境を提供するサービス。

② セキュリティ検証サービス

顧客向けに開発したアプリケーションシステムに対する負荷の許容量（社内ネットワークやインターネット経由での同時接続に対する被接続システム側の物理的受容限界件数）や脆弱性を検証するサービス。

③ その他のサービス

上記に分類されない検証業務や顧客企業内でのシステムインフラの構築やシステム開発、社内システム保守・運用に関するサービス。

(6) 主要な営業所（平成25年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 本 社         | 東京都新宿区西新宿六丁目24番1号     |
| 西 日 本 事 業 所 | 大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号   |
| 中 部 事 業 所   | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目26番13号 |

② 子会社

|                      |      |
|----------------------|------|
| 百力服軟件測試<br>(上海) 有限公司 | 中国上海 |
|----------------------|------|

(7) 使用人の状況（平成25年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況 483名（前期比26名増）

（注）使用人数は就業人員数であり、社外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

②当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 453名    | 21名増      | 39歳 2ヶ月 | 4年 6ヶ月      |

（注）使用人数は就業人員数であり、社外から当社への出向者を含む就業人員数であります。なお、臨時雇用社員は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| ① 発行可能株式総数      | 64,000株 |
| ② 発行済株式の総数      | 26,084株 |
| ③ 株主数           | 2,086名  |
| ④ 大株主の状況（上位10名） |         |

| 株 主 名                                                                        | 持 株 数 ( 株 ) | 持 株 比 率 ( % ) |
|------------------------------------------------------------------------------|-------------|---------------|
| S C S K株式会社                                                                  | 14,500      | 55.59         |
| ステート ストリート バンク アンド<br>ド トラスト カンパニー 505224                                    | 2,500       | 9.58          |
| ベリサーブ従業員持株会                                                                  | 1,377       | 5.28          |
| 浅井清孝                                                                         | 531         | 2.04          |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株<br>式会社（信託口）                                                | 375         | 1.44          |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式<br>会社（信託口）                                                  | 134         | 0.51          |
| 加藤一夫                                                                         | 130         | 0.50          |
| 小澤裕紀                                                                         | 110         | 0.42          |
| NOMURA P B N O M I N I E E<br>S L I M I T E D O M N I B U S -<br>M A R G I N | 101         | 0.39          |
| 高橋豊                                                                          | 101         | 0.39          |

(注) 自己株式は所有していません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                            |
|---------|------|-----------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 浅井清孝 | 百力服軟件測試（上海）有限公司董事長<br>株式会社G I O T 取締役   |
| 取締役     | 日高博美 | 常務執行役員管理本部長                             |
| 取締役     | 高橋豊  | 執行役員経営企画本部長                             |
| 取締役     | 市野隆裕 | S C S K 株式会社取締役常務執行役員                   |
| 取締役     | 上田哲也 | S C S K 株式会社執行役員待遇                      |
| 取締役     | 芝昭彦  | 芝経営法律事務所代表                              |
| 常勤監査役   | 角田善弘 |                                         |
| 監査役     | 梶原岳男 | 梶原公認会計士事務所代表<br>中央経営コンサルティング株式会社代表取締役社長 |
| 監査役     | 清水康司 | S C S K 株式会社執行役員<br>株式会社J I E C 監査役     |

- (注) 1. 取締役市野隆裕氏、上田哲也氏、芝昭彦氏の3名は社外取締役であります。
2. 監査役梶原岳男氏、清水康司氏の両名は社外監査役であります。
3. 監査役梶原岳男氏は公認会計士としての専門的知見及び経営に関する高い見識を有するものであります。また、監査役清水康司氏は長年にわたり経理・財務業務に携わっており、経理・財務に関する豊富な経験を有しております。
4. 当社は、取締役芝昭彦氏及び監査役梶原岳男氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として届け出ております。

#### ② 取締役及び監査役の報酬等

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                 | 摘 要          |
|------------------|------------|-----------------------|--------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(5名) | 70,368千円<br>(6,360千円) | (注) 1. 2. 4. |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 17,289千円<br>(3,600千円) | (注) 3.       |
| 合 計              | 11名        | 87,657千円              |              |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第6回定時株主総会において年額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月22日開催の第6回定時株主総会において年額300万円以内と決議いただいております。

4. 上記には、平成24年6月22日開催の第11回定時株主総会の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況

| 区 分 | 氏 名   | 兼職の内容         | 兼 職 す る 法 人 等    |
|-----|-------|---------------|------------------|
| 取締役 | 市野 隆裕 | 取締役常務<br>執行役員 | S C S K株式会社      |
| 取締役 | 上田 哲也 | 執行役員<br>待遇    | S C S K株式会社      |
| 取締役 | 芝 昭彦  | 代 表           | 芝経営法律事務所         |
| 監査役 | 梶原 岳男 | 代 表           | 梶原公認会計士事務所       |
|     |       | 代表取締役         | 中央経営コンサルティング株式会社 |
| 監査役 | 清水 康司 | 執行役員          | S C S K株式会社      |
|     |       | 監 査 役         | 株式会社J I E C      |

(注) 当事業年度において、社外取締役および社外監査役が、役員を兼任する親会社または当該親会社の子会社から支払いを受けた役員報酬等の総額は47,901千円であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名   | 主 な 活 動 状 況                                                                                                      |
|-------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 市野 隆裕 | 取締役就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席し、主にネットワーク関連のITビジネスに長年携わられ役員としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取 締 役 | 上田 哲也 | 取締役就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に技術的見地並びにIT業界動向などに精通した役員としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。   |
| 取 締 役 | 芝 昭彦  | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、主に企業法務に精通した弁護士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。              |
| 監 査 役 | 梶原 岳男 | 当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しております。また監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。                             |
| 監 査 役 | 清水 康司 | 当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しております。また監査役会14回のうち13回に出席し、必要に応じ、財務会計等に関する経験豊富な見地から発言を行っております。                        |

(注) 市野隆裕氏、上田哲也氏につきましては、取締役就任（平成24年6月22日）以降に開催された取締役会の回数を記載しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をすべての社外取締役及び社外監査役と締結しております。なお当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 30,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30,500千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

上記のほか、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難と認められる場合は、取締役会は監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 法令遵守がすべての企業活動の前提である旨を定める「ベリサーブグループ企業行動憲章」及び「ベリサーブグループ役員社員行動基準」を制定し、役員・社員への周知徹底をすすめ、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。

- (ii) 当社は、コンプライアンスに関する統括組織として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、当社のコンプライアンス態勢の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努め、適時、取締役会及び監査役へ報告する。
  - (iii) コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切な対応のできる体制をS C S Kグループと連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「ヘルプライン」を設置・運用する。
  - (iv) 役員・社員へのコンプライアンス研修および啓発を定期的実施する。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
  - (v) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。
  - (vi) 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて、十分な体制を整備して運用する。
  - (vii) 内部監査担当部門は独立的な立場で当社及びグループ会社に対する内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告すると共に、必要に応じて改善を促す。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役の職務の執行に係る情報は「文書管理規程」に従い、文書または電磁媒体に記録して保存する。
  - (ii) 文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文章保存年限表による。
  - (iii) 取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づき、これら文章を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 日常の業務執行については、「職務権限規程」に基づき、付与された権限の範囲内で事業の遂行にあたりリスクを管理する。経営上のリスクの分析及び対策の検討については、社長を議長とする経営会議で行い取締役会に報告する。

- (ii) 日常の業務執行にあたり、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護は重要な問題であり、当社規程として「機密情報管理規程」、「個人情報保護規程」ならびにそれらに関連した規則を制定し、対応の徹底を行う。役員・社員への研修及び啓発を実施し、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
  - (iii) 内部者取引防止委員会を設置し、「内部者取引防止規程」を制定の上、役員・社員による当社、グループ会社及び取引先企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
  - (ii) 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が効率的に行われるような事業運営を行う。
  - (iii) 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的（月次、四半期、半期、年間）に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
- ⑤ 会社ならびに親会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) S C S Kグループの横断的な会議体への出席を通じて、グループ間情報の共有化を図る。
  - (ii) 当社グループ全体の監査役監査が実効的に行われることを確保する。
  - (iii) 内部監査担当部門は、当社グループ各社の内部監査を定期的の実施し、リスクに対する統制の状況を遵法性と合理性の観点から評価する。
  - (iv) 当社グループ会社における業務の遵法性と適正性を確保する。
  - (v) 当社グループ全体での規程類の内容を統一化、標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。
  - (vi) S C S Kグループならびに当社グループ間取引ルールを役員・社員へ徹底して、グループ間取引の適正を図る。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (i) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、当該使用人の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。

- (ii) 当該使用人は、職務遂行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務を遂行する。
- (iii) 監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役の同意を得る。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保する。
- (ii) 監査役が、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換の会合を行う。また必要に応じ会計監査人に報告を求める。
- (iii) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、弁護士など外部専門家のアドバイスを求めることができる。

~~~~~  
(注) 本事業報告の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,985,266</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>690,588</b>
現金及び預金	3,879,621	買 掛 金	106,503
受取手形及び売掛金	897,500	未 払 金	24,114
仕 掛 品	29,029	未 払 費 用	109,186
前 払 費 用	42,225	未 払 法 人 税 等	157,464
繰延税金資産	108,730	未 払 消 費 税 等	43,347
そ の 他	28,159	前 受 金	5,688
<b>固 定 資 産</b>	<b>595,554</b>	預 り 金	32,206
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>63,148</b>	賞 与 引 当 金	211,201
建 物	47,871	そ の 他	876
車 両 運 搬 具	1,489	<b>固 定 負 債</b>	<b>172,170</b>
工 具 器 具 備 品	13,788	退 職 給 付 引 当 金	168,970
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>204,419</b>	役 員 退 職 慰 労 金 引 当 金	3,200
商 標 権	156	<b>負 債 合 計</b>	<b>862,758</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	203,848	(純資産の部)	
電 話 加 入 権	414	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,718,667</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>327,985</b>	資 本 金	792,102
投 資 有 価 証 券	35,000	資 本 剰 余 金	775,852
関 係 会 社 株 式	78,032	利 益 剰 余 金	3,150,712
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	1,703	<b>そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額</b>	<b>△605</b>
繰延税金資産	67,496	為 替 換 算 調 整 勘 定	△605
敷 金 保 証 金	145,753	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,718,062</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,580,821</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,580,821</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,571,846
売 上 原 価		3,926,289
売 上 総 利 益		1,645,557
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,292,027
営 業 利 益		353,529
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,722	
助 成 金 収 入	28,514	
そ の 他	1,302	32,539
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,666	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	56,241	58,908
経 常 利 益		327,160
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	32
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	244	244
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		326,948
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	210,922	
法 人 税 等 調 整 額	△33,249	177,673
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		149,275
少 数 株 主 利 益		-
当 期 純 利 益		149,275

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	792, 102
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	792, 102
資本剰余金	
当期首残高	775, 852
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	775, 852
利益剰余金	
当期首残高	3, 058, 821
当期変動額	
剰余金の配当	△65, 210
当期純利益	149, 275
持分変動差額	7, 825
当期変動額合計	91, 891
当期末残高	3, 150, 712
株主資本合計	
当期首残高	4, 626, 776
当期変動額	
剰余金の配当	△65, 210
当期純利益	149, 275
持分変動差額	7, 825
当期変動額合計	91, 891
当期末残高	4, 718, 667
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	
当期首残高	△4, 960
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4, 355
当期変動額合計	4, 355
当期末残高	△605
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4, 960
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4, 355
当期変動額合計	4, 355
当期末残高	△605
純資産合計	
当期首残高	4, 621, 815
当期変動額	
剰余金の配当	△65, 210
当期純利益	149, 275
持分変動差額	7, 825
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4, 355
当期変動額合計	96, 246
当期末残高	4, 718, 062

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 連結子会社の名称 百力服軟件測試（上海）有限公司

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法を適用した関連会社数 1社
- ・ 会社等の名称 株式会社G I O T

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の百力服軟件測試（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### 2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### 1) 有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で備忘価額まで均等償却する方法によっております。

##### 2) 無形固定資産

定額法によっております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### 1) 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当連結会計年度において回収不能見込額は認められず、貸倒引当金は計上しておりません。

#### 2) 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

#### 3) 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。

#### 4) 役員退職慰労金引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく支給見込額を計上しております。

なお、役員退職慰労金内規を改定しているため、支給見込額は増加いたしません。

#### ④その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

171,988千円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

26,084株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	39,126	1,500	平成24年3月31日	平成24年6月25日
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	26,084	1,000	平成24年9月30日	平成24年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成25年6月21日開催の第12回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 39,126千円
- ・1株当たり配当額 1,500円
- ・基準日 平成25年3月31日
- ・効力発生日 平成25年6月24日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、余資については、安全かつ流動性の高いMMF、大口定期預金、その他の投資対象等で資金運用することを基本方針としており、短期間では通知預金、CP、現先等のリスクのない商品での運用を行うこととしております。デリバティブについては、取引を全く行っておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円) (*)	時価 (千円) (*)	差額 (千円)
現金及び預金	3,879,621	3,879,621	—
受取手形及び売掛金	897,500	897,500	—
敷金保証金	145,753	131,619	14,133
買掛金	(106,503)	(106,503)	—

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金並びに買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 敷金保証金

これらのうち、契約終了までの期間が1年を超えるものについては、合理的な利率で割引いた現在価値によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券	
非上場株式	7,000
新株予約権付社債	28,000
関係会社株式	
関連会社株式	78,032

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	180,879円55銭
1株当たり当期純利益	5,722円88銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,950,373</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>685,493</b>
現金及び預金	3,851,190	買掛金	111,483
受取手形	3,734	未払金	24,114
売掛金	890,378	未払費用	103,062
仕掛品	29,029	未払法人税等	157,464
前払費用	41,484	未払消費税等	43,347
繰延税金資産	108,730	前受金	5,688
その他	25,825	預り金	31,457
<b>固 定 資 産</b>	<b>674,082</b>	賞与引当金	208,000
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>60,976</b>	その他	876
建物	47,871	<b>固 定 負 債</b>	<b>172,170</b>
車両運搬具	1,489	退職給付引当金	168,970
工具器具備品	11,615	役員退職慰労金引当金	3,200
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>203,368</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>857,663</b>
商標権	156	(純資産の部)	
ソフトウェア	202,796	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,766,792</b>
電話加入権	414	資本金	792,102
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>409,737</b>	資本剰余金	775,852
投資有価証券	35,000	資本準備金	775,852
関係会社株式	133,400	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>3,198,837</b>
関係会社出資金	27,955	その他利益剰余金	3,198,837
従業員に対する長期貸付金	1,703	繰越利益剰余金	3,198,837
繰延税金資産	67,496	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,766,792</b>
敷金保証金	144,181	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>5,624,456</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,624,456</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,554,088
売 上 原 価		3,929,757
売 上 総 利 益		1,624,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,274,102
営 業 利 益		350,228
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,648	
助 成 金 収 入	28,514	
そ の 他	1,955	33,119
経 常 利 益		383,348
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32	32
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	244	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	25,254	25,498
税 引 前 当 期 純 利 益		357,882
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	210,922	
法 人 税 等 調 整 額	△33,249	177,673
当 期 純 利 益		180,209

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)  
(平成25年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本	
資本金	
当期首残高	792,102
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>792,102</u>
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	775,852
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>775,852</u>
資本剰余金合計	
当期首残高	775,852
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	<u>775,852</u>
利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	3,083,838
当期変動額	
剰余金の配当	△65,210
当期純利益	<u>180,209</u>
当期変動額合計	<u>114,999</u>
当期末残高	<u>3,198,837</u>
利益剰余金合計	
当期首残高	3,083,838
当期変動額	
剰余金の配当	△65,210
当期純利益	<u>180,209</u>
当期変動額合計	<u>114,999</u>
当期末残高	<u>3,198,837</u>
株主資本合計	
当期首残高	4,651,793
当期変動額	
剰余金の配当	△65,210
当期純利益	<u>180,209</u>
当期変動額合計	<u>114,999</u>
当期末残高	<u>4,766,792</u>
純資産合計	
当期首残高	4,651,793
当期変動額	
剰余金の配当	△65,210
当期純利益	<u>180,209</u>
当期変動額合計	<u>114,999</u>
当期末残高	<u>4,766,792</u>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で備忘価額まで均等償却する方法によっております。

##### ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)による定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末において回収不能見込額は認められず、貸倒引当金は計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

- ④ 役員退職慰労金引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく支給見込額を計上しております。  
 なお、役員退職慰労金内規を改定しているため、支給見込額は増加いたしません。

- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	170,414千円
関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
金銭債権	35,045千円
金銭債務	11,721千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	99,155千円
売上原価	73,529千円
販売費及び一般管理費	38,048千円
営業取引による取引高合計	211,332千円
営業取引以外の取引高	
営業外収益	600千円

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	89,530千円
未払事業税	13,140千円
一括償却資産損金算入限度超過額	761千円
役員退職慰労引当金繰入額	1,140千円
ソフトウェア償却費損金算入限度超過額	1,417千円
退職給付引当金	60,292千円
その他	20,086千円
繰延税金資産小計	186,368千円
評価性引当額	△10,141千円
繰延税金資産合計	176,227千円

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	182,747円75銭
1株当たり当期純利益	6,908円80銭

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 8日

株式会社ベリサーブ

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員 公認会計士 山 本 勝 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベリサーブの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含めて全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ベリサーブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月 8日

株式会社ベリサーブ

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任  
社員 公認会計士 寺 田 昭 仁 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員 公認会計士 山 本 勝 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベリサーブの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含めて全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係わる内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係わる内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月8日

株式会社バリサーブ 監査役会

常勤監査役 角 田 善 弘 ㊟

社外監査役 梶 原 岳 男 ㊟

社外監査役 清 水 康 司 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第12期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1,500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は39,126,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月24日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1) 平成24年4月に全国証券取引所の有価証券上場規程が改定され、単元株式数が1,000株又は100株以外の上場会社は、平成26年4月1日までに単元株式数を100株とすることが義務付けられました。

当社は平成25年5月21日開催の取締役会において、平成25年9月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割するとともに、1単元の株式の数を100株とする単元株制度を採用する旨を決議いたしましたので、これにかかる所要の変更を次のとおり行うものです。

① 第6条（発行可能株式総数）につきましては、当社の発行可能株式総数を現行の64,000株を、640万株に変更とするものです。

② 第8条（単元株式数）につきましては、株式の分割と同時に単元株制度を採用し、当社の単元株式数を100株とする旨の規定を新設するものです。

③ 第9条（単元未満株式についての権利）につきましては、単元株制度の採用に伴い、単元未満株式を有する株主の権利にかかる規定を新設するものです。

- ④ 第10条（単元未満株式の売渡請求）につきましては、単元株制度の採用に伴い、単元未満株式の売渡請求にかかる規定を新設するものです。
- (2) 剰余金の配当等を取締役会の権限とし、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、第38条（剰余金の配当の基準日）に所要の追加・変更するものです。
- (3) 上記各条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。
- (4) 附則第1条及び第2条につきましては、第6条の変更、第8条ないし第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力にかかる規定を新設するものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、64,000株とする。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、640万株とする。</p> <p><u>（単元株式数）</u></p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>（単元未満株式についての権利）</u></p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="269 137 385 163">現行定款</p> <p data-bbox="269 173 385 199">(新 設)</p> <p data-bbox="129 492 426 518">第8条～33条 (条文省略)</p> <p data-bbox="269 526 385 551">(新 設)</p> <p data-bbox="146 749 306 775">(剰余金の配当)</p> <p data-bbox="129 783 538 964">第34条 当社は、株主総会の決議によつて、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し期末配当をすることができる。</p> <p data-bbox="180 972 538 1153">2 当社は、前項のほか、取締役会の決議によつて、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当することができる。</p> <p data-bbox="269 1161 385 1186">(新 設)</p>	<p data-bbox="566 173 860 199">(単元未満株式の売渡請求)</p> <p data-bbox="561 207 986 486">第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していないときは、この限りではない。</p> <p data-bbox="561 494 904 520">第11条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="566 527 882 553">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p data-bbox="561 560 986 742">第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</p> <p data-bbox="572 749 833 775">(剰余金の配当の基準日)</p> <p data-bbox="561 783 986 843">第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p data-bbox="611 972 986 1032">2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p data-bbox="611 1161 986 1251">3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>

現行定款	変更案
第35条 (条文記載省略) (新 設) (新 設)  (新 設)	第39条 (現行どおり) 附 則 第1条 第6条の変更、第8条ないし第10条の新設ならびにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成25年10月1日とする。 第2条 前条および本条の規定は、平成25年10月1日をもってこれを削除するものとする。

### 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員の任期が満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	あさ い きよ たか 浅 井 清 孝 (昭和28年6月21日生)	昭和52年4月 コンピューターサービス株式会社入社 平成6年6月 同社取締役 平成12年7月 同社取締役検証サービス事業部長 平成13年7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成22年4月 百力服軟件測試(上海)有限公司 董事長(現任) 平成24年9月 株式会社G I O T取締役(現任) (重要な兼職の状況) 百力服軟件測試(上海)有限公司董事長 株式会社G I O T取締役	531株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	しん ぼり よし ゆき 新 堀 義 之 (昭和39年7月23日生)	昭和62年4月 株式会社CSK入社 平成15年6月 同社総合企画本部経営管理部長 平成16年2月 同社グループ管理部長 平成17年2月 同社グループ人事部長 平成17年4月 同社執行役員グループ人事部長 平成17年10月 株式会社CSKシステムズ執行役員 平成20年6月 株式会社CSKホールディングス (現SCSK株式会社)常務執行役員グループ人事部長 平成21年4月 同社常務執行役員総務・人事部長 平成21年5月 CSKファイナンス株式会社代表取締役社長 平成21年12月 東京グリーンシステムズ株式会社代表取締役社長 平成24年4月 株式会社CSKサービスウェア取締役執行役員 平成25年4月 当社顧問(現任)	一株
3	たか はし ゆたか 高 橋 豊 (昭和30年6月22日生)	昭和53年4月 コンピューターサービス株式会社入社 平成3年4月 スーパーソフトウェア株式会社出向経理部長 平成4年6月 同社取締役管理サービス部長 平成6年4月 C S I 株式会社入社 営業推進部担当部長 平成12年6月 同社常勤監査役 平成14年10月 株式会社CSK入社 平成15年5月 同社グループ戦略本部グループ経営企画部長 平成15年6月 当社取締役 平成15年10月 当社取締役経理部長兼事業推進室長 平成20年7月 当社取締役執行役員経理統括部長 平成23年3月 当社取締役執行役員経営企画本部長(現任)	101株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
4	いちのたかひろ 市野隆裕 (昭和27年6月6日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成19年12月 住商情報システム株式会社(現 SCSK株式会社) 理事 住商情報データクラフト株式会社 代表取締役社長 平成21年4月 住商情報システム株式会社(現 SCSK株式会社) 執行役員 平成24年4月 同社常務執行役員 平成24年6月 同社取締役常務執行役員(現任) 当社取締役(現任) 平成25年4月 同社ビジネスサービス事業部門長 (現任) 事業推進グループ長(現任)	一株
5	やまざきひろゆき 山崎弘之 (昭和36年2月3日生)	昭和58年4月 住友商事株式会社入社 平成14年6月 住商エレクトロニクス株式会社監査役 平成21年4月 住友商事株式会社メディア・ライフスタイル事業部門メディア・ライフスタイル統括部参事 住商情報システム株式会社理事 株式会社CSKホールディングス 取締役 平成22年4月 住商情報システム株式会社(現 SCSK株式会社) 執行役員待遇 平成23年3月 同社執行役員 平成23年4月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社取締役常務執行役員(現任) 平成25年4月 同社分掌役員(経営企画、人事、事業戦略)(現任)	一株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	こばやし まさあき 小林 正明 (昭和34年8月18日生)	昭和58年4月 コンピューターサービス株式会社入社 平成21年3月 C S Kプリンシパルズ株式会社代表取締役社長 平成21年9月 株式会社C S K－I S代表取締役社長 平成22年10月 株式会社C S Kサービスウェア経営企画室長 平成23年4月 株式会社C S Kビジネスサービス事業本部管理部長 平成24年4月 S C S K株式会社ビジネスサービス事業部門部門統括部長 平成25年4月 同社理事 (現任) 同社ビジネスサービス事業部門事業推進グループ副グループ長 (現任) 事業推進グループ部門統括部長 (現任)	一株
7	しばあき ひこ彦 芝 昭彦 (昭和42年3月30日生)	平成3年4月 警察庁入庁 平成5年1月 警察大学校助教授 平成8年7月 神奈川県警察本部警備部外事課長 平成10年7月 警察庁警備局外事課課長補佐 平成16年10月 第二東京弁護士会弁護士登録 国広総合法律事務所入所 平成19年5月 アキューブ株式会社取締役 平成22年4月 芝経営法律事務所代表 (現任) 平成22年5月 フクダ電子株式会社監査役 (現任) 平成22年6月 当社取締役 (現任) 平成22年6月 株式会社プリンスホテル監査役 (現任) 平成23年6月 岡本硝子株式会社監査役 (現任) 平成23年6月 日本ハム株式会社補欠監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 芝経営法律事務所代表	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. S C S K株式会社は当社の親会社であります。  
 3. 百力服軟件測試(上海)有限公司は当社の子会社であります。  
 4. 株式会社G I O Tは当社の関連会社であります。  
 5. 市野隆裕氏、山崎弘之氏、小林正明氏及び芝昭彦氏は社外取締役候補者であります。

6. 社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
  - (1) 市野隆裕氏は、ネットワーク関連のITビジネスに長年携わられ、さらに会社役員としての経験と知識から企業経営に関する豊富な経験と広範な知識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の事業経営に有益な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
  - (2) 山崎弘之氏は、ITサービスの経営企画・管理部門に長年携わられており、さらに会社役員としての経験と知識から企業経営に関する豊富な経験と広範な知識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言をいただくため、社外取締役候補者とするものであります。
  - (3) 小林正明氏は、ITサービス産業に長年携わられており、ITサービス産業に関する専門的かつ広範な知識をもとに、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、当社の経営全般に適切な助言と提言をいただくため、社外取締役候補者とするものであります。
  - (4) 芝昭彦氏は、企業法務に精通した弁護士としての豊富な経験・知識をもとに、当社の経営の適法性、健全性の充実に貢献していただけると判断し、社外取締役候補者とするものであります。
7. 市野隆裕氏及び芝昭彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって、市野隆裕氏が1年、芝昭彦氏が3年となります。
8. 市野隆裕氏及び芝昭彦氏と当社の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 山崎弘之氏及び小林正明氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
10. 当社は、芝昭彦氏を株式会社東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
11. 新堀義之氏、山崎弘之氏及び小林正明氏は、新任の取締役候補者であります。
12. 市野隆裕氏、山崎弘之氏及び小林正明氏は、現に当社の特定関係事業者（親会社）であるSCSK株式会社の業務執行者であります。また、新堀義之氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（親会社）であるSCSK株式会社の業務執行者であります。同社における新堀義之氏、市野隆裕氏、山崎弘之氏及び小林正明氏の業務執行者としての地位及び担当は、略歴のとおりであります。



#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏(生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
なかじま けいすけ 中島圭介 (昭和29年9月22日生)	昭和52年4月 コンピューターサービス株式会社入社 平成11年4月 同社第三営業部長 平成13年4月 同社商品管理センター所長 平成14年3月 C S Kフィールドサービス株式会社代表取締役社長 平成19年4月 株式会社岩手C S K代表取締役社長 平成22年10月 株式会社C S K W i nテクノロジー監査役 株式会社C S Kニアショアシステムズ監査役 平成23年9月 株式会社北海道C S K監査役 株式会社福岡C S K監査役 平成24年6月 当社補欠監査役(現任) 株式会社クオカード監査役(現任) 株式会社J I E C補欠監査役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者を補欠の社外監査役候補者とした理由は、企業経営にも関与された経験と知識が豊富であり、さらに監査役としての経験も有され、当社の社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断したからであります。
4. 中島圭介氏が補欠監査役に選任され、社外監査役に就任した場合、当社は社外監査役中島圭介氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。

以上

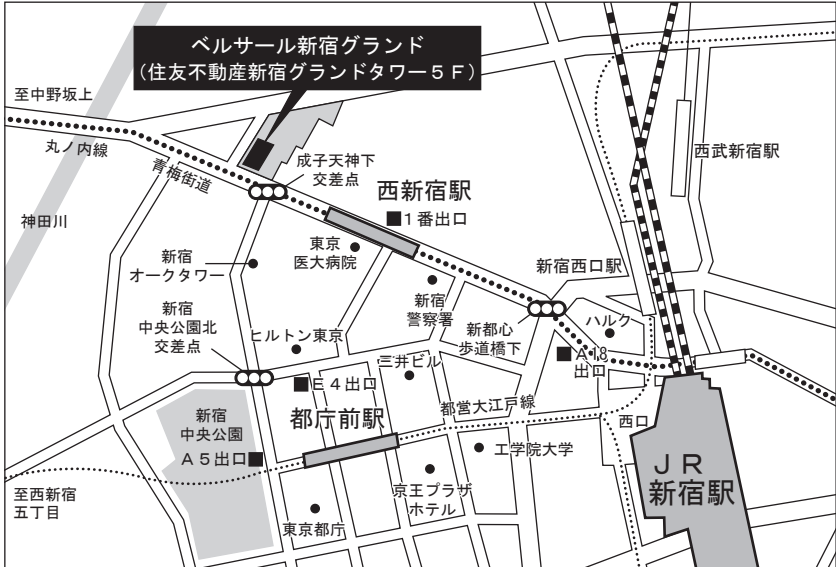


# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

住友不動産新宿グランドタワー5F

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター



交通 東京メトロ丸ノ内線「西新宿駅」1番出口 徒歩約3分

都営大江戸線「都庁前駅」E4出口 徒歩約7分

JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口 徒歩約15分

○駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませよう  
お願い申し上げます。